

施策1 防災・危機管理対策の推進

施策の方向

災害に強いまちづくりを進めるため、災害に対する市民意識の高揚や自助・共助・公助[※]の連携による地域防災力の向上を図るとともに、河川・水路の整備などに取り組みます。また、新たな危機事象に対処するための危機管理体制の強化に取り組みます。

現状と課題

- 市民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施などに取り組み、日頃から市民の防災意識の高揚を図ることが必要です。
- 地域における諸課題は、少子高齢化や若年層の流出、また、地理的条件による土砂災害や洪水などの災害発生要因を内包しており、更に、避難支援の必要な要配慮者も増加していることから、地域と行政が連携を強化し、防災という側面から見た地域の課題を解決するため、一体となって地域防災力を強化する取り組みが必要です。
- 計画的に河川・水路の整備などを行うことにより、浸水被害や冠水被害の防止に取り組む必要があります。
- 自然災害、大規模な事故や感染症の発生、国際組織による武力攻撃などに対応し、市民等の生命、身体及び財産などを守るため、危機管理体制を強化していく必要があります。

施策の成果

| | 指標名 | 現状値 (H30) | 目標値 (R2) | 目標値 (R7) |
|-------------|-------------------------------|--------------|-------------|-------------|
| 成果指標 | 自主防災組織 [※] 設置率 | 97.4% | 97.9% | 99.8% |
| | 防災リーダー [※] の登録者数（累計） | 1,001人 | 1,287人 | 1,892人 |
| 市民実感 度指数 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| | 2.02P | 2.14P | 2.22P | — |

施策を構成する事務事業

施策1 防災・危機管理対策の推進

（1）市民意識の高揚と地域防災力の向上

- ◎防災対策整備事業
- 総合防災訓練事業
- 防災行政用無線管理事業
- 災害救助事業
- 防災事務
- 建築物耐震化支援事業(再掲)

（2）河川・水路の整備

- ◎一般河川改修事業
- 水防事務

（3）危機管理体制の強化

- ◎危機管理対策事業

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

主要事業

防災対策整備事業

担当部課名

市長直轄組織 防災企画課・防災指導課

事業概要

- 災害時における各自主防災組織[※]の初動体制の確立と活性化を目的に、甲府市防災リーダー[※]を育成し、市民の防災意識の高揚と防災技術の向上に努める。
- 地域防災力強化のため、市民が行う初期消火活動に必要な消火栓器具の設置を推進する。
- 甲府市総合防災情報システムにより、情報の収集・情報伝達体制を強化し、円滑な応急対応に努める。
- 災害時における要配慮者の避難支援対策として、避難行動要支援者名簿の充実を図るとともに、災害時に円滑な支援を行うための「個別計画」が作成されるよう努める。
- 市内全自治会に対する「地区防災計画」の作成・見直し支援を行い、地域防災力の強化に努める。

現状と課題

- 地域の自主防災組織の育成及び強化を図るため、「防災リーダー指導育成研修会」と「女性のための防災研修会」を開催し、甲府市防災リーダーの育成に努めているが、防災リーダーが在籍していない自主防災組織がある。
- 自治会からの申請により、初期消火訓練や救命指導、防災講話などの防災指導を実施し、市民の防災意識の高揚と防災技術の向上に努めている。
- 昭和54年からの年次事業として、消火栓器具の設置事業を推進しており、設置率は年々向上している。
- 避難行動要支援者名簿を年1回更新し、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿提供を行っているところであるが、避難行動要支援者名簿の充実や避難支援体制の強化を図るため、「避難行動要支援者名簿の個人情報の提供に対する同意書」の未回答者等への勧奨や、「個別計画」の作成数を向上させていく必要がある。
- 自治会の地区防災計画がより実効性のある内容となるよう、支援していく必要がある。

今後の事業展開

- 防災活動の中心的な役割を担う自治会役員や民間企業の従業員、外国人市民を防災リーダーとして登録し、災害時に地域で活躍できる幅広い人材を確保する。
- 消火栓器具の新規設置事業を継続するとともに、避難所倉庫の防災資機材等の適正管理に努める。
- 甲府市総合防災情報システムの操作習熟度の向上及び訓練等による検証に努める。
- 「避難行動要支援者名簿の個人情報の提供に対する同意書」の未回答者等に対し、同意勧奨を行い、名簿記載者の充実を図る。また、自主防災組織等の避難支援等関係者に対して説明を行い、「個別計画」の作成数が向上するよう努める。
- 地域防災力の更なる強化を図るために、支援が必要な自治会に対し、地区防災計画の運用状況の確認や見直し、さらに防災研修会等を通じて、同計画の実効性を高めるとともに、地域防災活動の活性化に繋げるなど、アフターフォローを行っていく。
- 小中学校の児童生徒に対して、防災講話や応急手当講習を実施し、防災教育の充実に努めるとともに、市内に居住する外国人市民に対して防災研修会を行うなど、引き続き地域防災力の強化推進を図る。

| 事業費 (千円) | 当初予算額 | 計画額 | |
|-------------|---------|---------|--------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 147,377 | 181,810 | 41,621 |

一般河川改修事業

担当部課名

まちづくり部 道路河川課

事業概要

- 水路改修等により、住民の生活環境の向上及び浸水被害から財産の保全を図る。

現状と課題

- 農地等の減少による保水能力の低下から、豪雨等の際には一気に雨水が水路に流れ込み浸水被害をもたらしている。
- 台風等による降雨では、排水先である一級河川の水位が上がるため、スムーズに雨水が流れず水路が溢水する状況にある。
- 浸水の危険性が増加している箇所を把握したうえで、優先改修順位を決定し効率的な排水システムの整備が必要である。

今後の事業展開

- 関係機関と連携を図りながら、浸水被害の状況や事業の効果を考慮して改修計画を策定する。
- 市街化調整区域[※]の排水計画を見直し、浸水被害を軽減するための必要な対策を進めていく。

| 事業費 (千円) | 当初予算額 | 計画額 | |
|-------------|--------|---------|---------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 87,634 | 111,904 | 104,448 |

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

危機管理対策事業

担当部課名

市長直轄組織 危機管理課

事業概要

- 国民保護図上訓練の実施
- 新型インフルエンザ等対策行動計画の推進

現状と課題

- 平成 25 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、それに基づき同年 6 月に政府行動計画、平成 26 年 2 月に県行動計画がそれぞれ作成された。それに伴い市行動計画を同年 11 月に変更し様々な状況に対応できる実効性のある行動計画に変更を行い、平成 30 年は昨年に引続き、全庁的な図上訓練を実施した。
- 最近の世界情勢を鑑みると、北朝鮮のミサイル問題や世界各地で発生しているテロなど、多くの尊い命が失われる可能性がある事象が頻発しており、万が一発生した場合の初動体制の確立が求められている。

今後の事業展開

- 中核市移行による保健所設置に伴い、感染症法に基づく地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割が求められることから、発生前から地域における医療体制の確保等に関し、県や関係機関と連携を図る。
- 新型インフルエンザ等は、まん延により、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、新型インフルエンザ等の発生前からの職場における感染対策の実施とともに継続的な訓練の実施により発生時の対応力の強化を図る。
- 弾道ミサイル落下時の行動等について、ホームページ等を通じて広く市民周知を図る。
- 市国民保護計画に基づく、図上訓練を実施することにより初動対応の確立を図る。

| 事業費 (千円) | 当初予算額 | 計画額 | |
|-------------|-------|-------|-------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 443 | 2,584 | 2,558 |

施策 2 消防・救急体制の充実

施策の方向

市民の生命、身体や財産を保護するため、関係機関と連携しながら、複雑多様化する災害形態に的確かつ迅速に対応できる消防・救急体制の充実を図ります。

現状と課題

- 日常的な火災の予防、火災発生時の消火活動のみならず、いつ起こるかかわからない自然災害や、不慮の事故などから市民の生命、身体や財産を守るため、消防・救急体制の重要性が高まっています。
- 火災などの各種災害や事故などの発生に備え、消防車両や資機材、消防水利などの充実を図るとともに、消防団員を確保していく必要があります。
- 救命率向上のため、救命講習などを実施し、救急体制を充実することが必要です。

施策の成果

| | 指標名 | 現状値 (H30) | 目標値 (R2) | 目標値 (R7) |
|-------------|-----------------------|--------------|-------------|-------------|
| 成果指標 | 消防団員の充足率 | 94.4% | 96.0% | 97.0% |
| | 消火栓及び耐震性貯水槽設置進捗率（平均値） | 89.7% | 91.4% | 95.7% |
| 市民実感 度指数 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
| | 2.82P | 2.86P | 2.87P | — |

施策を構成する事務事業

施策 2 消防・救急体制の充実

（1）地域消防力の強化

- ◎消火栓設置事業
- ◎非常備消防事業

- ◎消防施設等整備事業
- 常備消防事業

（2）救命意識の向上

- 普通救命事業

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

主要事業

消火栓設置事業

担当部課名

消防本部 警防課

事業概要

- 「消防水利整備計画」に基づき、市街地及び周辺地域に消火栓を設置し（目標数 3,128 栓）、火災発生時、消防隊の防御活動及び住民の初期消火活動に活用する。

現状と課題

- 平成 30 年 4 月現在 2,971 栓設置されており、有効な消防水利として活用している。
- 課題として、「消防水利整備計画」に基づき計画的に消火栓を設置しているが、住宅地であっても水道管路の口径が消防水利の基準に適合しない場所や住宅密集地等の道路幅が狭く消防車両が進入できないなど、地域の特性によっては設置できない場所がある。

今後の事業展開

- 「消防水利整備計画」に基づき、消防活動の実情に即した有効な箇所を選定し設置していく。

| 事業費 (千円) | 当初予算額 | 計画額 | |
|-------------|--------|--------|-------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 10,633 | 10,052 | 9,951 |

消防施設等整備事業

担当部課名

消防本部 警防課

事業概要

- 「消防水利整備計画」に基づき、市有地に耐震性貯水槽を設置し（目標数 139 基）、平常時の火災や大規模な地震発生時、大きな揺れにより水道管が破損するなどし、消火栓からは有効な水量が見込めなくなることから、二次的に発生する火災への備えとして活用する。

現状と課題

- 耐震性貯水槽は昭和 52 年から設置を開始、平成 30 年 4 月現在 117 基が設置済みであり、有効な消防水利として活用している。
- 課題として、市有地等、設置場所の確保が困難となっている。

今後の事業展開

- 「消防水利整備計画」に基づき、震災時における有効水利の手薄な地域に耐震性貯水槽を設置していく。

| 事業費 (千円) | 当初予算額 | 計画額 | |
|-------------|--------|--------|--------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 45,891 | 56,532 | 42,946 |

非常備消防事業

担当部課名

消防本部 人事課・警防課

事業概要

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進するため、消防団に係る各種資機材の更新・整備、及び消防団員の確保に向けた各種対策、並びに報酬等の支払いを行う。
- 災害時に活用する消防水利の確保のため、「道路下防火水槽改修計画」に基づき、道路下に設置されている防火水槽を補強することで、耐震化、長寿命化を図り、災害時に、有効な水利として、活用ができるよう整備するとともに、陥没による事故を未然に防止する。

現状と課題

- 消防団の小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの更新計画に基づく整備や、令和元年度から新たに全額公費による消防ポンプ自動車の更新を行うが、耐用年数を経過し、老朽化している車両に対する修繕費の増額・更新サイクルの見直し等が課題となっている。
- 甲府市消防団甲運分団については、消防団活動の拠点となる本部拠点施設が設置されておらず、ポンプ車についても甲府地区消防本部中央消防署東部出張所の一部を借用していることから、地域防災拠点となる本部拠点施設の早期建設が課題となっている。
- 道路下防火水槽は、改修が必要と診断された 60 基のうち、平成 30 年 4 月現在 35 基を改修するなどして有効活用しているが、補強工事による水量の半減が課題となっている。

今後の事業展開

- 更新計画に基づき、消防団に係る各種資機材及び車両の計画的かつ効果的な更新・整備を継続するとともに、更新サイクルが長期化しているものについては状況に応じて計画の見直しを実施して行く。
- 分団の実情に合わせ、ポンプ車を積載車などへの切替えも選択できるよう検討する。
- 甲府市消防団甲運分団本部拠点施設の令和 2 年度建設に向けた、実施設計及び地質調査を実施して行く。
- 「道路下防火水槽改修計画」に基づき、効果的に防火水槽が活用できるよう改修を継続推進して行く。

| 事業費 (千円) | 当初予算額 | 計画額 | |
|-------------|---------|---------|---------|
| | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
| | 234,299 | 297,627 | 242,800 |

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

施策3 防犯・交通安全対策の充実

施策の方向

犯罪や交通事故による被害を未然に防止するため、地域や関係機関と連携して、防犯や交通安全に対する意識の普及啓発を図るとともに、防犯活動や交通環境の改善に取り組みます。

現状と課題

- 本市は、人口や産業、道路などの都市基盤が集積していることから、犯罪や交通事故が比較的多いという状況にあります。
- 警察をはじめとする関係機関と連携して、市民の防犯や交通安全に対する意識の啓発を図るとともに、地域防犯活動の充実や交通安全施設の点検・整備などによる交通環境の改善に取り組んでいく必要があります。

施策の成果

| | 指標名 | 現状値 (H30) | 目標値 (R2) | 目標値 (R7) |
|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| 成果指標 | 市内の刑法犯認知件数 | 1,249 件 | 1,124 件 | 1,011 件 |
| | 市内の交通事故発生件数 | 1,188 件 | 1,168 件 | 1,148 件 |
| 市民実感 度指数 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
| | 2.39P | 2.39P | 2.42P | — |

施策を構成する事務事業

施策3 防犯・交通安全対策の充実

(1) 防犯や交通安全に対する意識の普及啓発

- ◎交通安全対策事業
- ◎社会を明るくする運動事業
- 運転免許証返納高齢者支援事業

(2) 防犯活動

- ◎安全安心街づくり事業
- ◎街路灯助成事業
- ◎学校安全安心推進事業

(3) 交通環境の改善

- ◎交通安全施設整備事業
- ◎自転車対策事業
- 通学路交通安全対策事業

(4) 相談・救済対策の充実

- 交通災害共済事業

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

主要事業

交通安全対策事業

担当部課名

市民部 消費生活課

事業概要

- 正しい交通ルールと交通マナーの徹底と交通安全意識の高揚を図る。
- 交通安全施設の整備を推進する。
- 交通事故相談員による相談・助言等の支援を行う。

現状と課題

- 全体の事故件数は減少傾向にあるが、特に65歳以上の高齢者が関係する交通事故の占める割合が急増しており、また、自転車利用者のルールやマナー違反が社会問題となっている。このような中で、更に交通事故防止を強力に推進し、市民一人ひとりが思いやりを持って、命の尊さを認識し交通安全に真剣に取り組むよう、交通安全思想の普及と認識の徹底を図っていく必要がある。

今後の事業展開

- 山梨県や地元の警察署をはじめとする関係機関及び団体との連携・協調のもと、春・秋の全国交通安全運動をはじめ、各種の交通事故防止事業等に参画するとともに、幼児・児童・小学校PTA及び高齢者を対象に交通安全教室を充実し、交通安全意識の高揚に努める。
- カーブミラー・自発光式交差点鉾等の交通安全施設の整備を進めていく。

| 事業費 (千円) | 当初予算額 | 計画額 | |
|-------------|--------|--------|--------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 11,452 | 11,654 | 11,536 |

安全安心街づくり事業

担当部課名

市長直轄組織 危機管理課

事業概要

- 自主防犯ボランティア団体の活動活性化のための支援
- 安全・安心パトロールカーによる巡回強化
- 防犯カメラの設置
- 電話詐欺対策の推進

現状と課題

- 甲府市安全安心ボランティアは、62 団体、4,141 名（平成 30 年度末現在）が登録し、活動を行っており、活動活性化のため、甲府市安全安心ボランティア団体補助金制度の運用、自主防犯ボランティア団体連絡協議会・研修会の開催、防犯情報等の発信（ホームページ、広報誌、防災行政無線の活用）及び地域安全ステーションの設置（市内 3 ヶ所に開設）等の支援を行っている。最近の傾向として、少子高齢化や定年年齢の引き上げ等の影響から、活動を担ってきた高齢者が更に高齢化する一方、新たな担い手が不足していることから、活動を将来にわたり持続可能なものとするため、若者のボランティア団体への参加を促す活動等の支援が必要と考える。また、補助金制度についても、出前講座や広報誌等で幅広く紹介し、制度の効果的活用を図っていく必要がある。
- 安全・安心パトロールカーについては、市専用青色防犯パトロールカー1 台のほか、公用車 10 台を青色防犯パトロールカーに指定し運用している。また、自主防犯ボランティア団体では、4 団体、4 2 台（平成 30 年度末現在）が青色パトロール隊を編成し、児童の通学路における巡回の強化を図っている。青色防犯パトロールカーは、視認性に優れ、犯罪抑止効果が高いことから、官民一体となって市民が安全安心を実感できる良好な治安を確保するため、更なる体制強化の必要があると考える。
- 防犯カメラについては、市内 3 駅等に 55 台（平成 30 年度末現在）を設置している。市内の刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、依然として高齢者や子供、女性をターゲットにした犯罪が多く発生する中、防犯カメラが犯罪抑止及び犯人検挙に結びつく重要なアイテムとなっていることから、今後も住民の二一ズを踏まえた対応が必要と考える。
- 電話詐欺事案については、出前講座、広報誌及び防災行政無線による注意喚起等の様々な対策を講じているが、依然として高水準で発生していることから、最新の騙しの手口や傾向等、あらゆる機会を通じた情報発信に努めていく必要があると考える。

今後の事業展開

- 幅広い年齢層に活動への理解と参加の呼びかけを実施する。
- 青色防犯パトロールカーの体制強化と、犯罪情勢を踏まえた、より効果的な巡回警備を実施する。
- 見守りカメラの設置基本方針や住民の二一ズ等を踏まえた対応に努める。
- 電話詐欺等、住民の身近な犯罪の発生に関する情報の積極的提供に努める。

| 事業費 (千円) | 当初予算額 | 計画額 | |
|-------------|-------|---------|---------|
| | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
| | 6,460 | 6,940 | 6,870 |

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

街路灯助成事業

担当部課名

市民部 協働推進課

事業概要

- 防犯、交通安全及び自然環境対策のため、自治会が維持管理している街路灯に要する経費（設置費、撤去費等及び LED 灯交換費並びに電気料など）の補助を行い、安全で安心なまちづくりの推進に努める。

現状と課題

- 自治会からの申請により、街路灯の新設・撤去・補修・LED 灯への交換に対し、補助金の交付を行っている。
- 自治会が維持管理している街路灯の電気料（10 カ月分）について、補助を行っている。
- 街路灯の新設・撤去・補修補助は、年度の途中に予算額の上限に達するため補助申請が行えず、事業を翌年度に見送る自治会がある。

今後の事業展開

- 平成 26 年度から 5 カ年計画で実施した LED 化促進事業において、自治会が維持管理する防犯街路灯の約 9 8%が LED 化を実現することができた。今後も自治会の負担軽減と協働^{*}の理念を念頭に、地域における街路灯の維持管理を推進していく。

| 事業費 (千円) | 当初予算額 | 計画額 | |
|-------------|--------|--------|--------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 34,544 | 33,844 | 33,503 |

学校安全安心推進事業

担当部課名

教育部 学校教育課・学事課

事業概要

- 全国的に学校の教育現場において、通学途中に見知らぬ人に声をかけられる、校内に不審者が侵入するなど、子どもたちが事件に巻き込まれるケースが増えていることから、小学生の通学時安全対策として防犯ブザーを市立小学校の1年生に配布するとともに、学校内の安全対策として、小学校全校に整備した緊急通報システムの適切な運用を図っている。
- 学校安全ボランティア*講習会の開催及び活動推進
- マモルメール*による迅速な情報発信とシステム運用
- 通学路点検

現状と課題

- 防犯ブザーは児童及びその保護者の防犯意識の高揚を図る目的で配布を行っている。その後のメンテナンスについては、各家庭で対応していただけるよう周知に努めている。
- 緊急通報システムについては、適正な運用が図れるよう、各学校においてシステム点検等行う中で、学校内の安全対策に努めている。
- 全国的に学校の教育現場において、通学途上における連れ去りや不審者による児童殺傷事件等が発生するなど、子どもたちを取り巻く環境が厳しさと危険度を増していることから、学校安全ボランティア講習会を開催し、通学路における付き添いや見守りを実施し、地域社会全体で学校内外の防犯・交通安全対策に取り組む体制を推進するとともに、地域ボランティアの継続した確保並びにマモルメール登録者数の拡大に取り組んでいる。

今後の事業展開

- 今後も通学時安全対策として防犯ブザーを小学校1年生に配布していく。
- 学校内の安全対策として、小学校全校に整備した緊急通報システムの適切な運用を図っていく。
- 引き続き、マモルメール加入者数の拡大に努め、緊急情報の共有体制の強化を図る。
- 地域が一体となって子ども達を守る意識醸成を推進し、地域ボランティア数の確保に努める。
- PTA や地域住民等の関係機関及び各種ボランティア活動との連携強化に努め、より効果的な事業推進を図る。

| 事業費 (千円) | 当初予算額 | 計画額 | |
|-------------|-------|-------|-------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 1,793 | 1,787 | 1,816 |

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

交通安全施設整備事業

担当部課名

まちづくり部 道路河川課

事業概要

- 交通安全対策特別交付金※の対象となる道路反射鏡、歩道改良（バリアフリー化）、路面標示（区画線）、道路案内標識、道路照明、車両用防護柵等についての調査結果や、住民要望に基づき、工事発注により整備を図る。

現状と課題

- 新たな道路の開通や開発行為などにより、既存の道路の交通事情が大幅に変わることで、新たな交通安全施設の整備要望は尽きることが無い。路面標示の区画線は消耗による定期的な引き直しが必要であり、その他の車両用防護柵や標識などの施設も老朽化による更新も必要となることから住民要望は高い。また、高齢化の進展などによる歩道のバリアフリー化対策の要望も多数寄せられている。
- 交通安全対策特別交付金制度の活用による事業であるため、事業対象の範囲、規格が制限される。
- 市で管理する道路延長に対して十分な予算の確保ができない。

今後の事業展開

- 今後も引き続き、交通安全対策特別交付金を利用し、各種整備を図っていく。

| 事業費 (千円) | 当初予算額 | 計画額 | |
|-------------|--------|--------|--------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 41,749 | 56,660 | 56,088 |

施策4 消費者保護の推進

施策の方向

消費者被害の未然防止や救済を図るため、関係機関と連携しながら、消費生活相談や啓発活動に取り組みます。

現状と課題

- 消費生活の利便性は、インターネットや携帯電話などの普及、サービスの多様化などを背景として飛躍的に高まりました。その反面、事業者による違法な行為など、消費者をめぐるトラブルも発生しています。
- 関係機関、消費者団体などとの連携のもと、消費生活をめぐる相談体制の充実を図るとともに、トラブルに巻き込まれないための情報提供や消費者教育を通じた意識啓発に取り組んでいく必要があります。

施策の成果

| | 指標名 | 現状値 (H30) | 目標値 (R2) | 目標値 (R7) |
|-------------|------------------|--------------|-------------|-------------|
| 成果指標 | 消費生活センターにおける救済件数 | 604件 | 300件 | 300件 |
| | 消費者問題出前講座受講者数 | 1,653人 | 1,900人 | 1,900人 |
| 市民実感 度指数 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| | 2.37P | 2.40P | 2.39P | — |

施策を構成する事務事業

施策4 消費者保護の推進

(1) 消費生活相談や啓発活動

◎消費者啓発育成事業

○計量検査事業

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

主要事業

消費者啓発育成事業

担当部課名

市民部 消費生活課

事業概要

- 複雑・多様化している消費者問題について、最新の消費生活情報の提供や消費者意識の啓発に努め、消費者の自立支援を図る。

現状と課題

- 国・県及び関係機関の各種消費者情報を収集し、消費者に提供すること等により、消費者被害の未然防止に努めてはいるが、消費者被害に関する相談件数は増加しており、また最近は、高齢者のみならず若年層においてもインターネットやスマートフォン等の普及により、様々なトラブルに巻き込まれるケースも増えていることから、年齢に応じた消費者教育の推進が必要である。
- 消費生活相談件数の約4割が60歳以上の方々であることから、消費者被害に遭いやすい高齢者や障がい者を見守るための体制づくり等の対策が必要である。
- 消費生活相談内容は、複雑かつ多様化していることから、それらに対応するために消費生活相談員や関係職員の一層のスキルアップが必要である。

今後の事業展開

- 消費生活相談員による「消費者問題出前講座」を、地域や高齢者のみならず、2022年実施予定の成年年齢引下げも視野に、小学校、中学校等において、それぞれの特性に応じた内容で実施する。
- 「消費生活センター消費生活情報サイト」を活用し、消費生活に関する情報を迅速に市民へ提供することにより消費者被害の未然防止に努めるとともに、消費生活に関する啓発活動等を通して消費者の自立を支援する。
- 「甲府市消費者安全確保地域協議会」において、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行なうために必要な情報交換や取組に関する協議を行うとともに、消費者見守りサポーター養成講座を開催し、高齢者等を見守る担い手の養成に努める。

| 事業費 (千円) | 当初予算額 | 計画額 | |
|-------------|--------|--------|--------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 16,181 | 15,436 | 15,407 |